

〔縦覧用〕

平成26年1月27日、第28回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1番	中村正生
2番	笠原康博
3番	房川喜洋
4番	氏家康夫
5番	杉本公也
6番	柴野忠征
7番	滝本 広
8番	本田信幸
10番	國見正則
12番	小沼 悟
14番	重松秀光
15番	纒坂尚久
16番	金刺健四郎
17番	安田 稔
18番	戸田重勝

本日欠席した委員

9番	本田芳明
11番	久保伸一

附議した案件

- 議案第130号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第131号 現況証明願いについて
議案第132号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第133号 農業経営基盤強化促進法第13条の2の規定による買入協議の要請について
議案第134号 平成26年中標津町農業委員会委員選挙人名簿登載申請に係る農業者及び農業従事者の認定について
報告第85号 農地法第3条第3項の規定の適用による農地等の利用状況報告について

本日出席した職員

事務局 長	原 田 武 志
農地係 長	奥 山 正 行
庶務係 長	若 森 修 二
係	本 間 光 代

(開 会 13時00分)

議 長 定刻になりました。
ただ今の出席委員は15名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第28回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。
日程に入ります前に、私から一言挨拶をしたいと存じます。
…… 以下挨拶省略 ……
本年最初の総会にあたりまして町長の出席をいただいておりますので、ここで町長よりご挨拶を頂きたいと存じます。

町 長 みなさん、本日は大変お疲れ様でございます。
…… 以下挨拶省略 ……

会 長 町長におかれましては、次の用務がございますのでここで退席となります。
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。
日程1、「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。
10番 國 見 正 則 委員
12番 小 沼 悟 委員
以上、2名を指名致します。

日程2、会務報告を事務局長から報告致します。

事務局長

事務局長 12月20日の総会以降につきまして会務報告を致します。

項目につきましては、お配りの資料をご覧いただきたいと思っております。

最初は、1月17日中標津町農業振興協議会が202号会議室で開催され、農用地区域からの除外3件、農用地区域の用途変更1件が審議され可決されております。委員として会長、会長代理、事務局長が出席しております。

次に、1月21日札幌市におきまして平成25年度農業委員会活動強化研修が開催され、本町から農業委員、事務局職員合わせて5名が参加しております。

研修会では、全国農業会議所考査役阿久津正氏から「最近の農業・農業委員会をめぐる情勢について」の報告がされ、農地中間管理機構の創設の経緯などについて説明がありました。その後活動事例報告が、北斗市町農業委員会、上ノ国町農業委員会、標津町農業委員会からされました。

翌日の1月22日、同じく札幌市におきまして全道農業者年金研究会が開催され、本町から農業者年金協議会代議員、農業委員、事務局職員合わせて6名が参加しております。

始めに「安心な老後を迎えるために～相続・贈与で気をつけることは」と題し税理士薄井タカ子氏から講演があり、次に農業者年金基金理事長中園良行氏から情勢報告として「農業者の老後を支える農業者年金制度」について報告がされ、最後に申し合わせ決議として「幅広い制度の周知による農業者年金新規加入の一層の推進と『農業者年金協議会の輪』拡大に向けた申し合わせ」を可決決定しました。

次に、1月24日11時から第35回中標津町表彰式がしるべつとで開催され、本町の発展に貢献された方々が表彰されました。会長が出席しております。

最後になりますが、同じ日の午後2時30分から北海道農業会議主催による第2回地区別農業委員会会長、事務局長会議が釧路市で開催されております。

会議では、研修事項として「農業委員会を巡る情勢について」「農地法等の適正な執行について」「本道農業委員会系統組織による施策提案の実現状況等について」「農業委員会業務・活動強化促進運動の一層の強化について」「農業者年金の加入推進について」「農業委員会の活性化等への女性の積極的な参画について」など、農業会議三本総務企画部次長、幡野調査役から説明があり協議されております。会長、事務局長が出席しております。

以上会務報告と致します。

議長 以上で会務報告を終わります。

日程3、議案第130号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。

(1) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 房川委員

房川委員 3番房川です。

上程になりました議案第130号「農地法第4条の規定による許可申請について」

(1)について説明致します。3ページをお開きください。
(以下、議案資料を朗読)

(1)

1. 当事者の住所、氏名

申請人 中標津町字俣落

○ ○ ○ ○

2. 許可を受けようとする土地の表示

所在	地番	地目		面積 (㎡)	備考
		公簿	現況		
○○○○	○○○○	畑	畑	986	

3. 許可を受けようとする事由 住宅建設のため

4. 転用期間 平成26年3月1日から永久転用

5. 見取図 別紙

この案件につきましては、○○氏の住宅建設のため申請があったものです。

申請面積については986㎡で、平成25年11月13日に第2地区推進班において現地確認及び本人に聞き取り調査を行ったところ、現在は既存の住宅から道々を横断して農作業を行っているため利便性が悪く、特に冬期間は豪雪地帯のため、搾乳作業が遅れるなど支障をきたしている状況にあり、現在の施設用地に隣接する農地を一体的に活用して住宅を建設するため当該地を選択したものです。

申請地については作業道路、農業用施設に隣接しており、利便性を考慮すると代替地は他にないことから、農業を担うべき者の育成及び確保の施設に該当し、別添の農地法第4条調査書とおおり、転用は止むを得ないものと判断致しました。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

おはかりいたします。

本案は原案のとおり北海道農業会議へ諮問することに、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、諮問致します。

日程4、議案第131号「現況証明願いについて」を上程致します。

(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 國見委員

國見委員 10番國見です。

上程になりました議案第131号「現況証明願いについて」(1)について説明致します。6ページをお開きください。

(以下、議案資料を朗読)

(1)

1. 申請人の住所、氏名
中標津町字開陽

○ ○ ○ ○

2. 土地の表示

所 在	地 番	公簿	現 況	面積 m ²	利用状況
○○○○	○○○○	畑	農地・採草放牧地以外	3, 478	原野

3. 申請の理由

地目変更登記のため

4. 見取図 別 紙

この案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。

当該地は農業振興地域内の農用地区域に属し、北側に町道、周囲は林地に囲まれた狭小な一団地で、地域一体の地力が極めて悪く耕作不適であり、農地として利用できなかったことから原野化している状態となっております。

平成25年12月30日第2地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断致しました。

以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議 長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程5、議案第132号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。

(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 本田信幸委員。

本田信幸委員 8番本田です。

上程になりました議案第132号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1)について、説明致します。9ページをお開きください。

(以下、議案資料を朗読)

(1)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

譲渡人 中標津町字上標津

○ ○ ○ ○ ○○歳 農業

譲受人 中標津町計根別

○○○○○○○○○○○○○○

(以下、議案資料を朗読)

(1)

1. 所有権移転のあっせん申出者の住所、氏名
標津郡中標津町字開陽 ○ ○ ○ ○
2. 申出を受けた年月日 平成25年12月11日
3. 農地保有合理化法人を含めた調整経過
平成26年1月8日農地保有合理化法人及び町担当部局により農用地の利用調整を行った結果、当該農用地については速やかな売買の調整を図ることが困難であることから、買入協議の対象とすることで意見の一致をみた。
4. 当該農用地の利用集積に係る意見
当該農用地は、周辺地域における農用地の保有及び利用の現況、将来の見通しからみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し利用集積を図ることが望ましい農用地であることから、農地保有合理化法人による買入が特に必要である。

土地の表示

(○○ ○○)

所 在 (標津郡中標津町)	地 番	公簿地目	現況地目	面 積 (㎡)
○○○○	○○○○	畑	畑	44,577
○○○○	○○○○	畑	畑	5,098
○○○○	○○○○	畑	畑	100,993
○○○○	○○○○	畑	畑	58,177
○○○○	○○○○	畑	畑	2,472
○○○○	○○○○	畑	畑	4,065
○○○○	○○○○	畑	畑	16,149
○○○○	○○○○	畑	畑	19,359
○○○○	○○○○	畑	畑	49,432
○○○○	○○○○	畑	畑	16,908
○○○○	○○○○	畑	畑	14,644
○○○○	○○○○	畑	畑	10,043
○○○○	○○○○	畑	畑	10,638
○○○○	○○○○	畑	畑	4,565
○○○○	○○○○	畑	畑	7,425
○○○○	○○○○	畑	畑	2.9
○○○○	○○○○	畑	畑	48,193
○○○○	○○○○	畑	畑	15,779
○○○○	○○○○	畑	畑	4,937
以下余白				
計 19 筆			畑	433,456.9
			合 計	433,456.9

この案件につきましては、○○氏より農用地を譲渡したい旨の申出があったもので、地区推進班及び関係機関と農地調整した結果、直ちに売却することは困難であり、担い手農業者への集積を図るためには、農地保有合理化法人による買入が必要と判断し、中標津町長に対し農地保有合理化法人へ農地の買入協議を行う旨の通知の要請をするものであります。

なお、この農地保有合理化法人が買い入れた後10年間賃貸し、その後借主に売り渡すことになっています。

以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。
 (「ありません」の声多数。)
 なければ質疑を打ち切ります。
 おはかり致します。
 本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議 長 ご異議ないものと認めます。
 よって本案は原案のとおり、要請致します。
 日程7、議案第134号「平成26年中標津町農業委員会委員選挙人名簿登載申請に係る農業者及び農業従事者の認定について」を上程致します。
 提案内容を事務局から説明願います。
 (挙手あり) 庶務係長

庶務係長 上程になりました議案第134号「平成26年中標津町農業委員会委員選挙人名簿登載申請に係る農業者及び農業従事者の認定について」をご説明致します。

議案は14ページになります。

なお、選挙人名簿は先日各農業委員宛て郵送しましたものでございます。

農業委員会委員の選挙人名簿につきましては、選挙管理委員会が有権者からの申請に基づき毎年1月1日現在において有権者の資格を調査し、選挙権及び被選挙権の有無を確定することとなっております。

農業委員会委員の選挙権及び被選挙権を有する者の要件につきましては、当町に住所を有し、年齢が20歳以上で30アール以上の農地につき耕作若しくは養畜の業務を営む者と、耕作を営む者の同居の親族または同居の親族の配偶者で60日以上耕作に従事していると農業委員会が認めたものとされています。

また親族等の定義ですが、6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族となっております。

同居の定義ですが、必ずしも同じ家で生活をしなくても良いことになっており、別棟において生活をしていても経営主と生計を同一にしている者であれば、同居の親族と解釈されます。

次に、農業生産法人の構成員についてですが、農地法第2条第3項に規定しております法人で、その法人に登録されている組合員・社員・株主で、同法人が所有する農地にて60日以上耕作に従事しているものと規定されています。

今回提出されました申請書は、農業委員会の意見を附しまして1月31日までに選挙管理委員会に届け出ることとなっております。選挙管理委員会では、申請に基づき調製された選挙人名簿を読み替え公職選挙法第23条において、2月23日から15日間縦覧に供し異議申し立て期間とした後、3月31日を確定日とし平成26年の選挙人名簿となります。

この名簿は翌年3月30日まで据え置かれ、その期間に行われる農業委員会の選挙による委員のすべての選挙に用いられることとなります。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

本件は、平成26年中標津町農業委員会委員選挙人名簿登録申請に係る農業者及び農業従事者について、これを認定することにご異議ございませんか。

全委員 異議なし

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり決定し、中標津町選挙管理委員会に提出致します。

日程8、報告第85号「農地法第3条第3項の規定の適用による農地等の利用状況報告について」を議題に供します。

内容を事務局から報告願います。

(挙手あり) 農地係長

農地係長 報告第85号「農地法第3条第3項の規定の適用による農地等の利用状況報告について」ご説明致します。16ページをお開きください。

平成25年12月9日に受理しました平成25年度分の報告書です。

(以下、議案資料を朗読)

(1)

1 報告者の住所、氏名

中標津町

○ ○ ○ ○

2 報告に係る土地の所在等

所在	地番	地目		面積(m ²)	作物の種類	備考
		公簿	現況			
○○○○	○○○○	畑	畑	42,056	牧草	
〃	○○○○	〃	〃	4,894		
〃	○○○○	〃	〃	43,755		
〃	○○○○	山林	採草放牧地	10,901		
〃	○○○○	畑	畑	14,911		
〃	○○○○	〃	〃	15,291		
〃	○○○○	牧場	採草放牧地	5,855		
〃	○○○○	〃	〃	5,910		
計8筆	143,573m ²	畑		120,907		
		採草放牧地		22,666		

貸借の許可を受けた農地について適性に利用されており、許可を受けた農地又は採草放牧地の周辺の農地、採草放牧地について農業上の利用に及ぼす影響はなく、地域の農業における他の農業者との役割分担の状況についても要件を満たすものでありました。

以上です。

議 長 以上で報告を終わります。
以上で本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。
これをもちまして、第28回総会を閉会致します。
ご苦労様でした。

(閉会 13時30分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成26年1月27日

会 長 _____

10番 _____

12番 _____